
平成25年 第3回(定例)周防大島町議会会議録(第4日)

平成25年9月19日(木曜日)

議事日程(第4号)

平成25年9月19日 午前9時30分開議

- 日程第1 議案第1号 平成24年度周防大島町公営企業局事業会計積立金の処分について(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第2 認定第1号 平成24年度周防大島町一般会計歳入歳出決算の認定について(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第3 認定第2号 平成24年度周防大島町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第4 認定第3号 平成24年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第5 認定第4号 平成24年度周防大島町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第6 認定第5号 平成24年度周防大島町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第7 認定第6号 平成24年度周防大島町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第8 認定第7号 平成24年度周防大島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第9 認定第8号 平成24年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第10 認定第9号 平成24年度周防大島町渡船事業特別会計歳入歳出決算の認定について(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第11 認定第10号 平成24年度周防大島町公営企業局企業会計事業決算の認定について(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第12 議案第14号 平成25年度周防大島町一般会計補正予算(第5号)
- 日程第13 議案第15号 平成25年度長浦スポーツ海浜スクエア総合グラウンド人工芝生化新設工事の請負契約の締結について
- 日程第14 議案第16号 平成25年度白木(外入)漁港海岸保全施設整備工事の請負契約の締結

について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第1号 平成24年度周防大島町公営企業局事業会計積立金の処分について（委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第2 認定第1号 平成24年度周防大島町一般会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第3 認定第2号 平成24年度周防大島町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第4 認定第3号 平成24年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第5 認定第4号 平成24年度周防大島町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第6 認定第5号 平成24年度周防大島町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第7 認定第6号 平成24年度周防大島町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第8 認定第7号 平成24年度周防大島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第9 認定第8号 平成24年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第10 認定第9号 平成24年度周防大島町渡船事業特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第11 認定第10号 平成24年度周防大島町公営企業局企業会計事業決算の認定について（委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第12 議案第14号 平成25年度周防大島町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第13 議案第15号 平成25年度長浦スポーツ海浜スクエア総合グラウンド人工芝生化新設工事の請負契約の締結について
- 日程第14 議案第16号 平成25年度白木（外入）漁港海岸保全施設整備工事の請負契約の締結について

出席議員（16名）

1番	魚谷 洋一君	2番	魚原 満晴君
3番	田中隆太郎君	4番	広田 清晴君
5番	荒川 政義君	6番	中本 博明君
7番	松井 岑雄君	8番	今元 直寛君
9番	尾元 武君	10番	平野 和生君
11番	吉田 芳春君	12番	濱本 康裕君
13番	久保 雅己君	14番	小田 貞利君
15番	平川 敏郎君	16番	新山 玄雄君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長	西村 利雄君	議事課長	中村 和江君
書記	大下 崇生君		

説明のため出席した者の職氏名

町長	椎木 巧君	副町長	岡村 春雄君
教育長	西川 敏之君	公営企業管理者	石原 得博君
総務部長	星出 明君	産業建設部長	佐川 浩二君
健康福祉部長	川口 満彦君	環境生活部長	奈良元正昭君
久賀総合支所長	松村 正明君	大島総合支所長	福田 美則君
東和総合支所長	藤山 忠君	橘総合支所長	吉村 昭夫君
会計管理者兼会計課長			岡本 洋治君
教育次長	西本 芳隆君	公営企業局総務部長	藤田 隆宏君
契約監理課長	松田 博君	商工観光課長	池元 恭司君

午前9時30分開議

○議長（新山 玄雄君） おはようございます。9月18日の本会議に続き、お疲れさまです。

これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配布してあるとおりです。

日程第1. 議案第1号

日程第2. 認定第1号

日程第3. 認定第2号

日程第4. 認定第3号

日程第5. 認定第4号

日程第6. 認定第5号

日程第7. 認定第6号

日程第8. 認定第7号

日程第9. 認定第8号

日程第10. 認定第9号

日程第11. 認定第10号

○議長（新山 玄雄君） 日程第1、議案第1号平成24年度周防大島町公営企業局事業会計積立金の処分についてと日程第2、認定第1号平成24年度周防大島町一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第11、認定第10号平成24年度周防大島町公営企業局企業会計事業決算の認定についてまでの11議案を一括上程し、これを議題とします。

9月5日の本会議において、所管の常任委員会に付託をいたしました付託案件について、各常任委員長から委員会審査報告書が提出されておりますので、11議案について、各常任委員長の審査報告を求めます。

まず、総務文教常任委員長から委員会審査の経過並びに結果の報告を求めます。はい、田中総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（田中隆太郎君） おはようございます。総務文教常任委員会を代表いたしまして、本委員会における議案の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

当委員会は、9月9日、委員会を開催し、審査を行いました。

審査に当たりましては、議案の所管事項全般にわたり執行部から説明を求め、質疑を行い、十分なる審議の結果、認定第1号のうち本委員会所管部分と認定第9号については、お手元に配布いたしております委員会審査報告書のとおり、全件とも認定すべきものと決定いたしました。

審査に当たりました順次に沿って、その過程における発言のうち、主なものについて申し上げます。

まず、認定第1号平成24年度周防大島町一般会計歳入歳出決算の認定について、政策企画課関係では、委員から地域づくり活動支援補助金について、7団体の団体名と金額は。また、同じ団体が続けて補助金をもらっているのであれば、何年続けてもらっているのかとの質問に、補助

金は同事業で3年間としていること、また、7団体の名称と補助金の額について、それぞれ答弁がありました。

さらに、地域づくり活動支援補助金の申請は何団体あったのか。地域づくり活動支援事業については、どういう団体が何の事業を行っているのか議会にも報告してもらいたいとの質問に、申請は13団体、今後は議会に報告するとの答弁でした。

また、成果報告では、旧久賀町では近畿久賀町人会が行われていたが、現在は活動をしていない。今後、近畿久賀町人会を開催する予定など連絡はないのか。久賀地区だけが近畿町人会の活動をしていないので、機会があれば活動できるように呼びかけてほしいとの質問に、開催の連絡は受けていない、開催の呼びかけについては、事務局に連絡をするとの答弁でした。

また、旧田布施農業高校校舎に係る地域総合整備事業貸付金について、償還方法は。また、建物は県から無償で譲渡を受け、おかはら会に10年で貸し付けをしているが、償還期間が約15年なのはどういうことかとの質問に、平成25年8月5日から2回償還で14年償還である。最終が平成39年8月5日で、1回の償還額は317万2,000円である。県から地域振興のため、10年は無償で貸し付けるように指導されており、貸し付けについては、10年後、議会に再度承認を図るとの答弁でした。

また、CATVの加入状況はとの質問に、8月現在でCATVが2,035件、インターネットが800件の計2,835件である。このうち、CATVについて、一般が1,215件、新たな難視聴が704件、混信が116件であるとの答弁でした。

次に、総合支所関係では、日良居出張所経費において、エレベーター点検委託料が必要であるかとの質問に、職員は使用してないが、高齢者が多いため教室等で使用している。また、避難所にもなっているためエレベーターは必要であるとの答弁でした。

また、地域支援班の職員数にばらつきがある。今回のゲリラ豪雨や地震の対応は、現体制で業務に支障はないかとの質問に、人員減に伴い、以前に直営で行われていたことができなくなり、賃金等で対応している。警報等が発令されている場合に、地域支援班職員が待機となるが、今回のように警報が連続すると、少数のため対応困難との答弁でした。

また、東南海・南海地震防災対策推進地域にも指定されているので、防災面の体制づくりから職員の増員を要望したほうがよいのではないかとの提言があった。

次に、税務課関係では、町民税還付未済額2名、3万7,000円というのはどういうことか。固定資産税過誤納分返還金というのは、納税者の指摘でわかったことか。町の調査により判明したことか。また、時期はいつごろのことかとの質問に対し、年金特徴の方で受給者死亡により還付すべきところ、社会保険庁より還付の通知がないため、年度内に還付できなかったものである。固定資産税は、町の確認により判明、誤りが確認できたので、御本人様へ説明をした上でおわび

をした。時期的には早い時期ではあったのだが、予算の関係等で予備費を充当した。

さらに、法人の滞納分収納率について、平成23年度は41.34%だったが、平成24年度はかなり落ちているのはなぜかとの質問に対し、法人の平成23年度滞納分で、平成23年度までは分納誓約による納付をしていた1法人が、平成23年12月に社長交代により、納付がなくなったためであるとの答弁でした。

また、徴収対策班というは、税しか徴収しないのか。現年分だけかの質問に対し、現年分は担当課で、滞納分については税、料ともに税務課で一元化という答弁でした。

次に、総務課関係では、総合支所における地域支援班の職員数にばらつきがある。東和は3名体制であるが、防災時に対応できるのかという質問に対し、庁内で検討するとの答弁でした。

また、海拔表示は全て完了したのか。もっと細かく表示したほうがよい。さらに自主防災組織の状況はどのようになっているのかという質問に対し、町管理の公共施設への表示は完了したが、山口県はこれから設置する旨を聞いている。自主防災組織は7月3日現在、認定された団体数は38団体であるという答弁でした。

また、各施設へAEDが設置されているが、職員に対し、扱い方の研修を行っているのか。バッテリーの管理はどうなっているのかという質問には、研修は適宜している。バッテリーやパッド等の消耗品については、期限内に交換しているとの答弁でした。

さらに、本会議で臨時職員の賃金の見直しについて説明があったが、現在は幾らなのかという質問については、700円であるが、このたびの山口県最低賃金の答申は701円なので、改定を予定しているとの答弁でした。

次に、教育委員会の総務課関係では、学校給食収入の収入未済額のうち、過年度分と現年分があるが、現年分の未納世帯は新たな世帯の未納か、それとも過年度分滞納世帯と同一か。徴収方法はどのような対応をとっているかとの質問に対し、同一世帯、同一児童で、現年度分は、まず学校のほうで保護者の方を呼び出したり、文書で督促をしている。過年度分については、税務課のほうへ滞納整理をお願いしているとの答弁でした。

さらに、滞納整理の優先順位でいうと、最後になるので徴収班に任すこと自体がいかなものか。給食費に関しては、もう独立した形で何らかの対応をとるべきで、給食費は当然払うべきものという姿勢こそが本当の教育、家庭の教育ではの質問に対し、現年度分については、直接徴収しているので、学校と教育委員会が一丸となって未納のないように努力するとの答弁でした。

学校教育課関係で、いじめ対策についてと、教育相談におけるスクールカウンセラーの活用状況、そして、いじめについてのPTAの研修は行われているのかとの質問に、各小中学校で週1回いじめについてのアンケートを行い、実態の把握に努めている。平成24年度において、小学校で4件、中学校で4件のいじめが報告されている。相談に当たるスクールカウンセラーは、

各中学校校区に年間およそ80時間ずつ派遣している。あわせて、社会福祉士による相談を各中学校校区で年間およそ20時間ずつ実施している。PTA研修会においても、いじめに関する研修を小学校で3校、中学校では4校で実施しているとの答弁でした。

また、ALTを2名体制にしたことは、児童生徒の英語能力向上のためによいことだが、ALTの指導力についてはどのようにお考えか。また、ALT派遣の際に、例えば、教員資格を持っているなどの要望は出せるのかとの質問に対し、本町と関係の深いハワイ出身の方を要望している。教員資格者の派遣要望は難しい。また、教室では担任の先生が主で、ALTは外国語指導助手でアシスタントである。しかし、児童生徒がネイティブの外国人に直接触れることができる絶好の機会であるので、有意義に活用していきたいとの答弁でした。

また、城山小学校は防災教育に熱心に取り組んでいる。これを町内にどのように広げていくのかとの質問に、県内で3つの学校が防災教育の指定を受け、そのうちの1校が城山小学校である。小中学校の研修会を実施するなどして、城山小学校の取り組みを町内の全ての学校へ広めていきたいとの答弁でした。

社会教育課関係では、社会教育施設について、指定管理になっている施設があり、経費は節約になっていると思われるが、管理運営について、民間の知恵と活力、発想が生かされているか。また、周防大島文化交流センターについて、事業の内容等が町民に周知されていないのではないか。そして、町内の社会教育関連の施設について、連携することが必要ではないか。ハワイ移民資料館、八幡生涯学習むら、文化交流センターをコーディネートできないか。外向けの広報やパンフレットの作成を検討していただきたいとの質問に、八幡生涯学習むらにつき、今年度から指定管理者が宮本常一資料保存研究協議会に変更となった。八幡生涯学習むらへの利用者数の増減は、年度途中であり、把握していないものの、自主事業による船大工の企画展の実施や周囲の環境整備等が実施されている。平成24年度について、交流センター所有の写真使用料は増加しているものの、大島の歴史文化を学ぶ場として、情報発信していきたい。パンフレット等の作成について検討したい。また、ハワイ移民資料館と交流センターについては、資料展示等につき、交流センターの学芸員が連携し、かかわっているとの答弁でした。

次に、財政課関係では、土地開発基金の管理者は誰かとの質問は、基金の管理者は周防大島町長であるとの答弁でした。

次に、契約監理課関係では、マイクロバスを一括購入で入札しているが、1台ごとに入札はできなかったのか。その場合には、契約価格にどのように影響するかとの質問に、入札価格については、分離した場合に落札価格がどのようになるかについて、想定は難しい。なお、現状の入札においては、できるだけ地元業者のみの入札となるように指名している。なお、マイクロバスの購入については、補助事業の観点から1台ごとの入札は難しいために、一括購入による入札とし

たとの答弁でした。

なお、会計課及び議会事務局の説明に対しては、特に質疑がありませんでした。

以上が、認定第1号平成24年度周防大島町一般会計歳入歳出決算の認定についての主なものであります。

次に、認定第9号平成24年度周防大島町渡船事業特別会計歳入歳出決算の認定に関しては、補助航路について、職員人件費が国県の補助金で賄えるのなら、臨時職員を置かずに正規職員を雇ってはどうか。町の雇用のためにもそのほうがよいのではないか。国県から、臨時職員を置くように何か指導を受けているのかとの質問に対し、臨時職員を置くことについては、国県から特に指導は受けていない。島からの出発の場合、島在住が条件となり、公募をしても人がいない状況であるが、現在は情島航路も正規職員を配置しているとの答弁でした。

以上が、本委員会に付託されました議案に対する審査の内容であります。議員各位におかれましては、本委員会の決定どおり、御議決賜りますようお願いいたしまして、報告を終わります。

○議長（新山 玄雄君） 総務文教常任委員長の報告が終わりましたので、これから質疑に入ります。

総務文教常任委員長に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。総務文教常任委員長、お疲れさまでした。

次に、民生常任委員長から委員会審査の経過並びに結果の報告を求めます。魚谷民生常任委員長。

○民生常任委員長（魚谷 洋一君） 民生常任委員会を代表いたしまして、本委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

本委員会は、9月9日、委員全員出席のもと、委員会を開催し、付託された案件の審査を行いました。

審査に当たりましては、所管事項全般にわたり執行部に説明を求め、質疑を行い、十分なる審議の結果、認定第1号の本委員会所管部分から認定第4号並びに議案第1号及び認定第10号について、お手元に配布いたしております委員会審査報告書のとおり、全件とも可決及び認定すべきものと決定いたしました。

審査過程における発言等のうち、主なものについて申し上げます。

まず、認定第1号一般会計決算の福祉課関係では、委員より、保育所費の委託料で約493万5,000円の不用額が出ているが、特徴的なものはあるのかとの質問に対し、日良居保育所の指定管理に係る不用額であるとの答弁でした。

保育料の不納欠損額が107万5,770円とあるが、これは転出等の関係かとの質問に対し、5年の時効により不納欠損としている。転出者は3名で、死亡者はいないとの答弁でした。

生活保護関係では、普通交付税の対象になるような方向での要求はなされているのかとの質問に対し、町村会を通じて、毎年、県に要望しているとの答弁でした。

母子自立支援員を設置し、母子家庭や寡婦の福祉についての相談を行っているが、その解決策としては、継続的に相談を受けたり、指導を行うのかとの質問に対し、庁舎内でケース会議を開き、場合により児童相談所にも相談し、あらゆる手だてを講じて対応しているとの答弁でした。

生活保護者の認定は、どのように行っているのかとの質問に対し、一番多いのは、対象者本人が相談に来るが、高齢者等は家族や民生委員が相談に来ることが多い。保護基準に該当するかどうかは、対象者の年金、預貯金等の収入と保護基準の金額のどちらが多いかで判断する。判定については、福祉事務所内で所長以下担当全員でケース会議を開いて決定するとの答弁でした。

訪問理美容サービス事業の利用者が減っているが、原因は何か。審査の基準はどうなっているのか。年1回の利用かとの質問に対し、申込者が減っている。対象者は理髪店や美容院に出向くことが困難な、おおむね65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯、身体障害者1、2級及びそれに準ずる者となっている。利用回数に制限はなく、当初は3枚を交付し、希望によって追加交付しているとの答弁でした。

健康増進課関係については、質疑はありませんでした。

次に、認定第2号国民健康保険事業特別会計決算の税務課関係では、委員より、国保税の現年滞納分がふえているということは、国保税が高い、納税義務者にとって重たい税ということではないかとの質問に対し、平成24年度より、賦課方式を3方式に変えた時点で、税の負担感が急に上がらないように、また、広く浅く、皆様方に負担いただくように配慮した。柳井管内で見ても、上関町の次に国保税が安いという位置にあり、また、県内でも低い水準にある。ただ、平成24年、25年とも給与所得、事業所得がかなり落ち込んでいる。その地域における所得の水準が違うので、同じ物差しで見るとは難しいところであるが、モデルケースで検証してみても、やはり柳井管内でも低いほうである。平成24年度の問い合わせ実績は77件あったが、そのうち、国保税が高いという問い合わせは26件であった。内容を見ると、所得が前年に比べて上がっているために、軽減判定が変わり、国保税が高くなっているケースがほとんどであったとの答弁でした。

次に、健康増進課関係では、委員より、税及び交付金等だけの国保運営は厳しいことから、当初予算化したその他一般会計からの繰入金については、一旦繰り入れを行うということで予算化したものであるもので、赤字補填に充てた残額を基金への積み立てや、翌年度に繰り越し、全額を繰り入れることで、国保会計の安定化を図ることを要求するとの意見に対し、国保については、

社会保障国民会議における報告書において、平成29年度までに財政運営を県に移管するという方針が示され、広域化に向けて取り組むことが決まりつつあることから、今後、町の財政負担に関して、どのようにすれば最も有利であるかを把握する必要があるので、注意深く見ていく必要があるとの答弁でした。

資格証の関係で、全国的に問題が起きている。医療費が高い上に、一旦は全額を支払わなければならないため、病院にかかることができず孤独死や、病院にかかったときには高額になる可能性がある。県内の資格証の交付状況について、調査したことはあるか。また、資格証の対象となっている者で、音信不通の状況について、調査したことがあるかとの質問に対し、県内の資格証、短期証の交付の状況については、少し前に県の調査があった。保険証の交付については、住民票と照合の上、国保の被保険者台帳をもとに、10月1日に国保資格者全員に書留で送付するので、保険証が届かないことはほとんどない。また、資格証を交付している者であっても、どうしても病気でやむを得ない場合は、納付がない状況においても相談者から特別な事情の届け出の提出をもとに、判定委員会に諮り、1カ月等の短期証を交付するようにしているとの答弁でした。

次に、認定第3号後期高齢者医療事業特別会計決算について、質疑はありませんでした。

次に、認定第4号介護保険事業特別会計決算について、委員より、平成24年度当初で基金を積み立てるようになってきているが、保険料の引き下げにつながっていないところがある。3年毎の事業計画の保険料の負担割合の見直しによる1%の増加分が、第1号被保険者の負担増となっていると見るがどうかとの質問に対し、介護保険料は計画期間3カ年の介護サービスの見込み量に対して設定をしている。計画期間の初年度に当たる平成24年度は、一定程度の剰余金が生じることを見込んで基金に積み立て、後年度における介護給付費の増加に伴う財源に充当することとしている。また、介護保険の財源は、公費50%、保険料50%となっており、保険料部分については、全国の人口比率による高齢者の増加に伴い、65歳以上の第1号被保険者が20%から21%と、1%引き上げられたことも保険料上昇の要因となっているとの答弁でした。

次に、議案第1号公営企業局事業会計積立金の処分について、質疑はありませんでした。

次に、認定第10号公営企業局企業会計事業決算について、決算の説明に先立ち、石原公営企業管理者より、2期目に当たり、本町の医療に対する公営企業局の取り組み等について報告がありましたので、その概要を御紹介いたします。

まず、医療の確保について、3病院ともに関連大学、県、地域中核病院等との連携により、東和病院に9名、大島病院に7名と、橘病院では院長の交代もありましたが、常勤医はある程度の確保ができました。さらに、非常勤医師は泌尿器、整形外科、内科、耳鼻科、眼科、脳外科、発達小児科と充実し、宿日直の医師もある程度確保することができました。

次に、看護師の確保及び看護体系の充実について、各病院や施設に総看護師長を配置し、大島

看護専門学校の卒業生の貢献もあって、看護師の確保はできつつあります。

他のコ・メディカル、薬剤師、放射線技師、検査技師、作業療法士、理学療法士等の確保は、部所により若干の不足があるものの、業務に支障は来していません。

ハード面では、平成23年に大島病院の新築が完成し、東和病院の東棟の改築は平成26年3月に完成予定です。両病院では、MRI、CTなどの医療機器が充実し、さらに電子カルテを含む医療情報システムにより、患者さんに優しい医療が提供できます。

老人保健施設のやすらぎ苑及びさざなみ苑においては、稼働率を90%以上に、介護職員の待遇改善を行いました。大島看護専門学校においては、優秀な学生の確保、しっかりとした教育、優秀な教職員の確保と待遇改善、非常勤講師の確保及び修学資金制度等を充実しました。

周防大島町の医療としては、一次または一部では二次医療を確保しながら、地域包括医療を提供し、予防医学にも力を入れていかなければなりません。特に、シームレスな医療・介護・福祉の包括医療が必要となり、居宅での訪問医療・リハビリ・介護がますます重要になってきます。そのために、不採算部門ではありますが、健診（検診）事業を充実させ、訪問看護ステーションの統合により効率をよくし、居宅介護支援事業所の充実に努めました。

病・診連携、病・病連携の充実については、大島病院と東和病院に地域連携室を設置しました。

最後に、経営の健全化について、減価償却後の黒字化を目標とし、患者数の増加、優秀な医師の確保及び東和病院の血液透析を維持するための泌尿器科医の確保及び医学生及び研修医の教育に力を入れる等の経営改善に努めたいと思います。

不採算部門も多く抱え、非常に厳しい経営状況ではありますが、地域医療を守るためにも3病院を堅持し、経営改善に全力を挙げ、町民へのサービス低下が生じないように、信頼される病院づくりに職員一丸となって努めてまいりたいと思います。

石原公営企業管理者からは以上であります。

それでは、質疑内容について報告いたします。

委員より、発達小児科が新設されたが、利用者はどのくらいかとの質問に対し、平成25年7月の患者数で見ると、月に1回の診療日で東和病院が2名、大島病院が3名である。町内や周辺地域には患者さんがいると聞いているので、診療時間はかかるが、今後増加するのではないかと思われるとの答弁でした。

東和病院は、入院、外来ともに患者数が減少しているが、どう分析しているのかとの質問に対し、院長の方針で、救急患者も断らないようにしているが、消化器内科や整形外科医など専門の医師不足により、町民の要望に十分応えることができないことや、人口減の影響があると思われるとの答弁でした。

3病院の病床回転率はどの質問に対し、入院基本料の算定要件から、平均在院日数を把握して

いる。これは、入院患者の入院から退院までの在院期間を示す数値で、病床の効率的な管理を図る指標である。平成24年度決算で3病院の平均在院日数は、東和病院が73.1日、橋病院が83.9日、大島病院の一般病床は24.7日となっているとの答弁でした。

来年度以降、消費税が上がる見込みだが、24年度決算における消費税の計上額はどの質問に対し、支払い消費税では病院等運営に係る消費税が3,833万7,718円、建物、医療機器等に係る消費税が6,373万8,366円、薬品、診療材料及び給食材料に係る消費税が3,304万9,316円となっている。収入は、そのほとんどが非課税収入のため、収入に係る消費税は597万1,508円となっているとの答弁でした。

やすらぎ苑は赤字が続いているが、80床への増床は検討していないのかとの質問に対し、やすらぎ苑の増床については、当局内でワーキンググループを立ち上げ、約半年ほどかけて検討してきた。その結果、10年から15年は需要が見込まれるが、20年後、30年後は不透明であり、また、現有の場所で増設することは立地条件から見ても困難であることから、現時点での増床は難しい状況であるとの答弁でした。

以上が、本委員会に付託されました案件に対する審査の内容であります。議員各位におかれましては、本委員会の決定どおり御議決賜りますようお願いいたしまして報告を終わります。

○議長（新山 玄雄君） 民生常任委員長の報告が終わりましたので、これから質疑に入ります。

民生常任委員長に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。民生常任委員長、お疲れさまでした。

次に、建設環境常任委員長から委員会審査の経過並びに結果の報告を求めます。松井建設環境常任委員長。

○建設環境常任委員長（松井 岑雄君） それでは、建設環境常任委員会を代表いたしまして、本委員会における議案の審査の経過並びに結果について御報告を申し上げます。

当委員会は、9月9日、委員5名出席のもと、委員会を開催し、審査を行いました。審査に当たりましては、議案の所管事項全般にわたり執行部から説明を求め、質疑を行い、十分なる審議の結果、認定第1号のうち、本委員会所管部分及び認定第5号から認定第8号については、認定すべきものと決定をいたしました。

審査に当たりまして、順次に沿って、その過程における発言のうち、主なものについて申し上げます。

まず、商工観光課関係では、認定第1号一般会計について、委員より、観光協会の運営について、補助金や職員数が多過ぎるのではとの質問に対しまして、現在、観光協会の職員は事務局長

1名、正職員2名、パート1名の計4名で、周防まるかじり等のイベント事業や観光振興事業のほか、久賀駅管理事業、ふるさと館運営事業、JR大島駅バスセンター管理、前島航路の乗船業務、久賀港の駐車場業務を行っており、人員については決して多いとは考えていない。また、観光協会への補助金については、人件費を含め、補助金事業として適正に執行されていると認識しており、今後とも適正に執行するよう監督、指導を行うとの答弁がありました。

観光施設の利用者が、前年度より減少している理由と今後の対策はどのように考えているのかとの質問に対しまして、前年度は、山口国体の引き受け等の大規模イベントや、星野哲郎記念館では、星野哲郎先生の死去に伴い、先生の偉業が話題となり、追悼番組などで認知度が向上したことが大きく来町者がふえた要因と分析している。平成24年度については、前年度のような特殊要因がなかったことにより減少したものと考えている。

また、今後の対策については、本町は瀬戸内海国立公園の中にあり、美しい自然があるので、それを生かした夏の海水浴、山ハイキング、海岸通りサイクリングなどのPR・宣伝活動を地道にすることが重要と考えている。また、広島湾ベイエリアの一員として、体験型修学旅行の誘致活動を一層推進し、既存の観光施設についても、「お・も・て・な・し」の心を持って、また来たいと思う施設づくりを目指していきたいとの答弁がありました。

また、委員より、観光施設入館者の減少率が、町管理施設に比べて、民間管理施設のほうが少ない状況にあるので、町管理施設の入館者をふやす対策を講じるようにとの意見がありました。

このほか、やしろ郷のふれあいの里事業についての発言がありました。

次に、農林課関係では、認定第1号一般会計について、委員より、青年就農給付金について、選定基準はどのようなものか、また、8名の対象者はその家族を含めて住民票を本町へ移しているのかとの質問に対しまして、選定条件については、45歳以下であることや農業に対して十分な熱意があることなどとしており、対象者が作成した経営計画が実現可能か、県が審査し選定している。現在の対象者は、全員が本町へ住民票を移しており、その家族については、既に移した者と予定している者がいるとの答弁がありました。

各地区の農産物加工所の利用者増加に向けてのPRは考えているのかとの質問に対しまして、大島地区以外の農産物加工所については、柑橘の収穫時期になると常に稼働している状態だが、大島地区の農産物加工所については、稼働して間もないので、今後PR活動をして利用促進を図っていきたいとの答弁がありました。

また、委員より、有害鳥獣捕獲にかかる費用の負担割合が、イノシシ、タヌキ、カラスで違うのかとの質問に対して、全ての有害鳥獣について、町が10分の6、山口大島農協が10分の4を負担しているが、イノシシについては、猟期外の捕獲については、東部農業共済組合から1頭当たり2,000円の交付を受けているとの答弁がありました。

このほか、酪農振興事業についての発言がありました。

次に、水産課関係では、認定第1号一般会計について、委員より、旧橘町で設置された農水産物等出荷施設のホイストクレーンは、合併して9年がたつが、将来支障が出てきて建てかえる場合には、漁協以外の利用は寡少と思われるし、維持管理の経費もかかることから、町が設置を含めて単独で維持するのか。漁協の負担は考えているのかとの質問に対して、利用については漁協だけではなく、ライフラインの維持に必要な業者の利用等もあるため、現時点では、町が設置を含めて維持していくことが妥当だと考えているが、維持管理経費について、収支が赤字になっていることは認識しているので、今後施設の更新や利用料の改定を含めて検討したいとの答弁がありました。

次に、建設課関係では、認定第1号一般会計について、委員より、宮川河川の浚渫・伐採工事は町において施工したのかとの質問に対して、宮川河川については、県管理の2級河川であるので、上流側の川間から支線までは県管理、支線から上流が町管理となっているので、町の管理部分について、浚渫・伐採工事を実施したとの答弁がありました。

街路灯をLED化していくと、自治会の負担分も安価になる可能性があるのかとの質問に対して、光熱費だけの比較であれば安価になるが、LED化に伴う建てかえ等の建設工事費も発生することになるとの答弁がありました。

次に、上下水道課関係では、認定第1号一般会計について、質疑はありませんでした。

認定第5号簡易水道事業特別会計について、委員より、水道使用料の収納率の前年度対比はとの質問に対して、平成24年度の現年分は97.38%で、対前年度比0.11%減である。滞納繰越分は7.4%で、対前年度比は0.91%減となっているとの答弁がありました。

認定第6号下水道事業特別会計について、委員より、下水道使用料の収納率の前年度対比の不納欠損の時効はとの質問に対して、平成24年度の現年分は98.07%であり、対前年度比0.21%の減である。滞納繰越分は13.49%で、対前年度比4.18%の減となっている。不納欠損については、法定5年が時効であるとの答弁がありました。

続きまして、久賀、大島地区の下水道計画について、将来的に維持管理経費が増加することが予想されるが、見通しはどうかとの質問に対して、どのような修繕費が出てくるか不透明な部分もあるが、使用料で将来的には維持管理は賄えると見込んでいるとの答弁がありました。

また、委員より、新たに計画する下水道について、汚水処理能力の考え方はとの質問に対して、処理能力については、今後の人口推計をもとに計画を行っているとの答弁がありました。

認定第7号農業集落排水事業特別会計について、委員より、農業集落排水使用料の収納率の前年度対比と不納欠損の時効はとの質問に対して、平成24年度の現年分は99.18%で、対前年度比0.27%の増である。滞納繰越分は31.20%で、対前年度比は1.41%の増となっ

ている。不納欠損については、法定5年が時効であるとの答弁がありました。

認定第8号漁業集落排水事業特別会計について、委員より、漁業集落排水使用料の収納率の前年度比と不納欠損の時効はとの質問に対して、平成24年度の現年分は96.20%で、対前年度比は1.04%の増である。滞納繰越分は20.81%で、対前年度比は1.77%の増となっている。不納欠損については、法定5年時効であるとの答弁がありました。

委員より、各会計ともに常に収納率の向上に気を配り、不納欠損処理を少なくなるように努力をしてほしいとの意見に対して、分納誓約等で確実に収納させて、適切に対応していきたいとの答弁がありました。

次に、生活衛生課関係では、認定第1号一般会計について、委員より、町民の方からレジ袋のごみ袋にかわってから、ごみが3分の2くらいしか入らないので何とかしてほしいとの要望がありましたとの質問に対して、レジ袋型のもので、前の型でもしぼる部分を考慮すると、ごみが入る量はほとんど変わらない。現在ほとんどの市町がレジ袋を採用している。また、前の型に戻すと割高になることも考えられるとの答弁がありました。

長浜にあるリサイクル収集所は、法的に問題はないのかとの質問に対して、先般、県と町合同で立入調査を実施し、法律が改正され、設備・建物がないとリサイクル品の収集ができない旨の指導を行った。この収集所は、廃棄物ではなく、古物商としての取引を行っているため、テレビ等特定廃家電を廃棄物として引き取った場合には、リサイクル品ではないために、保健所からの指導を受けることになるとの答弁がありました。

次に、環境施設課関係では、認定第1号一般会計について、委員より、清掃センター施設運営管理業務委託料が690万円ふえているが、1名分の人件費としては高過ぎるのではないのかとの質問に対して、平成23年度までは、清掃センターに町職員が1人ずつ交代で勤務し、徴収や維持管理業務に従事していたが、退職により職員での対応が不可能となったために、委託業者である日立造船の職員1名をふやした。町で若い職員を採用すれば、人件費だけで言えば抑えられるが、徴収業務だけでなく、施設の維持管理も合わせての増額となった。施設運営委託以外にも定期点検・早期補修等により、委託の効果があらわれているとの答弁がありました。

衛生センターの脱水汚泥運搬・堆肥化委託料は、し尿処理施設において処理したものを施設から搬入するという事か、肥料にするために費用がかかるのか、それとも購入してもらえるのかとの質問に対しまして、衛生センターの脱水汚泥を運搬し、堆肥化処理するためには費用がかかるとの答弁がありました。

このほか、清掃センターの可燃物のうち、生ごみの割合についての発言がありました。

以上が、本委員会に付託された議案に対する審査の内容であります。議員各位におかれましても、本委員会の決定どおり御議決賜りますようお願いをいたしまして、報告を終わります。

以上でございます。

○議長（新山 玄雄君） 建設環境常任委員長の報告が終わりましたので、これから質疑に入ります。

建設環境常任委員長に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。建設環境常任委員長、お疲れさまでした。

暫時休憩をいたします。

午前10時26分休憩

.....

午前10時40分再開

○議長（新山 玄雄君） 再開いたします。各常任委員長の報告並びに質疑が終わりましたので、これから討論、採決に入ります。

議案第1号、討論はありませんか。平川議員。

○議員（15番 平川 敏郎君） 15番、平川です。

認定第1号平成24年度周防大島町一般会計歳入歳出決算の認定について。

○議長（新山 玄雄君） 違いますよ。

○議員（15番 平川 敏郎君） 認定第1号でしょ。

○議長（新山 玄雄君） 議案第1号です。（「議案第1号じゃ」と呼ぶ者あり）

○議員（15番 平川 敏郎君） 第1号だった、申しわけない。（笑声）

○議長（新山 玄雄君） 認定じゃありません。

議案第1号でございます。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新山 玄雄君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第1号平成24年度周防大島町公営企業局事業会計積立金の処分について、委員長報告は可決とするものであります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

認定第1号、討論はありませんか。平川議員。

○議員（15番 平川 敏郎君） 15番、平川です。

先ほどは失礼しました。認定第1号平成24年度周防大島町一般会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場で述べさせていただきます。

先ほどの委員長報告をお聞きし、各常任委員会ともしっかり議論され、決算においては、平成23年度は実質収支9億7,100万円余りで、平成24年度は7億2,300万円余りであり、一般財源の乏しい本町であります。我々議員として胸をなでおろしているところであります。これはやはり、町長初めとして町執行部の財政改革への取り組み、特に我々議員においては、忘れてはならない町民の方々の深い御理解、御協力と認識しております。

先日一般質問がありましたが、上水の問題、教育施設の充実、鳥獣対策、さらには自治会への補助、原発問題、道路・公有地の維持管理、また人材育成等、住民に密着した周防大島町にとって今後の大きな課題と強く認識しました。黒字決算も大事であります。これから継続事業、また特に久賀・大島の下水道事業も開始されますが、平成26年予算編成に当たってはそれらも十分踏まえて、安心・安全なまちづくりに向けて取り組んでいただくことを町執行部に切に要望し、この認定に賛成するものであります。

どうか議員の各位におかれましては、御賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（新山 玄雄君） 次に、反対討論はありますか。広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） 平成24年度周防大島町一般会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場から討論しておきます。

私はいつも議論するんですが、町長の政治姿勢といわゆる私たちの違い、これを討論に入ってきました。基本的には、議決により予算を執行されるという考え方が、他会計との関係においてどうかという点が大きく違います。

他会計繰出金は議決によって、一般会計予算等で議決後、その取り扱いが任されます。しかし、今の椎木町政のやり方は、実は議決については、歳出議決については繰越金として議決を行います。そして、一旦それが他会計に繰り出されます。私はそれはそのまま、いわゆる議会が決定した金額、これをやっぱりきちっと繰り入れるべきだという考え方です。

特に、合併してからこっち、すごく大きいのが、結局は椎木町長自身が一旦繰り出すべき財源、決定された財源が繰入金調整的な使われ方をする、ここが大きな違いの視点です。これは、私は議員の立場からは全く好ましくないという立場であります。ですから、皆さん方は特に、議会は繰入最高額を決めたんだという言い方がされますが、それは違うんだと。議会議決によって、そのとおりに運用するのが椎木町長の仕事である。これが大きな違いの1点です。

それともう一点、それを私はたびたび言ってきておるんですが、合併後9年余りになります。昨年が8年です。大きな決算であります。その中で、確かにこの4年余りは大型補正という形の中で、かなりの基金積立金ができております。

そしてまた、年度当初の交付税、いわゆる交付税の見込み違いとは言いませんが、8月に決定が出て、9月補正で出ます。そのときに大体2億円から3億円、大体毎年のように出ております。私は、やっぱり財政当局においては、できるだけ早く、予算歳入をつかまえて、そして町民の皆さん方に活用していく。これが非常に大事な視点だというふうに考えております。そのことがやりたい中で、実態は繰り返されて大きな金額になっていると。これが私と椎木町長の大きな違いなんです。やっぱりそこは、その時々町民の暮らしや福祉、そこにどう使っていくのかという視点が非常に大きな違いがあるという2点で、今回のいわゆる決算について反対の立場を明確にしておきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（新山 玄雄君） 次に、賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新山 玄雄君） 反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新山 玄雄君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。認定第1号平成24年度周防大島町一般会計歳入歳出決算の認定について、各委員長の報告は認定とするものであります。委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

認定第2号、討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新山 玄雄君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。認定第2号平成24年度周防大島町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告は認定とするものであります。委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

認定第3号、討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新山 玄雄君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。認定第3号平成24年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告は認定とするものであります。委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

認定第4号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新山 玄雄君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。認定第4号平成24年度周防大島町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告は認定とするものであります。委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

認定第5号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新山 玄雄君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。認定第5号平成24年度周防大島町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告は認定とするものであります。委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

認定第6号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新山 玄雄君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。認定第6号平成24年度周防大島町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告は認定とするものであります。委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

に決定しました。

認定第7号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新山 玄雄君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。認定第7号平成24年度周防大島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告は認定とするものであります。委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

認定第8号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新山 玄雄君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。認定第8号平成24年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告は認定とするものであります。委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

認定第9号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新山 玄雄君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。認定第9号平成24年度周防大島町渡船事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告は認定とするものであります。委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

認定第10号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新山 玄雄君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。認定第10号平成24年度周防大島町公営企業局企業会

計事業決算の認定について、委員長の報告は認定とするものであります。委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

日程第12. 議案第14号

○議長（新山 玄雄君） 日程第12、議案第14号平成25年度周防大島町一般会計補正予算（第5号）についてを議題とします。

補足説明を求めます。星出総務部長。

○総務部長（星出 明君） 議案第14号平成25年度周防大島町一般会計補正予算（第5号）について、補足説明をいたします。

補正予算書の1ページをお願いいたします。第1条において、既定の歳入歳出予算に3,158万4,000円を追加し、予算の総額を149億9,640万8,000円とし、第2条において地方債の補正を行うものであります。

概要につきまして、事項別明細書により御説明いたします。

今回の補正は、9月3日から4日にかけての豪雨により発生しました災害の復旧事業費の計上であります。

歳入につきまして、9ページをお願いいたします。13款国庫支出金は、道路橋梁補助災害復旧事業に係る国庫負担金の追加計上であります。

17款繰入金1項基金繰入金1目財政調整基金繰入金は、このたびの補正に要する財源調整を財政調整基金1,287万8,000円の取り崩しにより行おうとするものであります。

20款町債は、国庫負担金と同様に、道路橋梁補助災害復旧事業に充当するため、災害復旧事業債を追加計上するものであります。

続いて、歳出についてでございます。

10ページをお願いいたします。10款災害復旧費は、いずれも9月3日から4日にかけての豪雨により被災しました、道路等施設の復旧に要する経費の新規または追加の予算計上であります。1項公共土木施設災害復旧費は、現年度道路橋梁単独災害復旧事業において、東安下庄地区の町道向佐連線の落石における仮設防護柵工事ほか4件の災害復旧工事費880万円を、現年度道路橋梁補助災害復旧事業では、西三蒲地区の町道三蒲奥畑線の法面崩壊、及び久賀地区の町道山手線の道路路肩擁壁の倒壊に係る復旧事業費1,978万4,000円をそれぞれ追加計上するものであります。

次に、11ページ、2項農林水産業施設災害復旧費は、現年度農業用施設補助災害復旧事業費において、西三蒲地区の農道西畑線の法止擁壁倒壊に係る復旧事業費を新規に予算化するもので、測量設計費300万円の計上となっております。今後、災害査定等を経た後に、次期議会において工事請負費等の補正計上をお願いすることとしております。

最後に、5ページをお願いいたします。地方債の補正につきましては、このたびの補正に伴い、公共土木施設災害復旧事業債の借入限度額を1,490万円に変更するものであります。

以上が、議案第14号平成25年度周防大島町一般会計補正予算（第5号）についての概要でございます。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げ、補足説明を終わらせていただきます。

○議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） 議長のほうから、今回補正を追加すると。これ当然、その時々明らかになったということで、議長と議運の委員長が協議して、いわゆる上程するという結論を出されたというふうに思いますが、私は前から言いよるんですが、基本的には議長において、例えば災害等状況が発生したら、やっぱり補足説明のときまでには地図要請をしていただきたい。その上で質疑に入りたいというふうに思います。

まず今回の流れが、基本的にはこの間の大雨被害ということでありまして。東和付近は基本的には雨量が少なかったというふうに聞いております。その中で、大体今回の補正で何カ所か、課がまたがりますから、課がまたがってもいいのか、どこの地域のどこということ追加、最初何カ所あるんだということを明確にして、答弁を求めておきたいというふうに思います。

○議長（新山 玄雄君） 佐川産業建設部長。

○産業建設部長（佐川 浩二君） 今回の災害の箇所数ですけども、単独、今全部で5カ所ということでございますけども、その5カ所の内訳でございます。

久賀地区で1カ所、棕野地区で2カ所、東安下庄地区で1カ所、戸田地区で1カ所の計5カ所でございます。それとあと、補正には上げておりませんが、維持範囲の小規模の災害でございますけれども、それが全部で19カ所ございました。これは各総合支所、また建設課農林課の範囲内の維持範囲で対応しております。

以上でございます。

○議長（新山 玄雄君） よろしいですか。広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） 各総合支所で発注する場合に、いわゆる道路維持と単独で維持やる場合があります。今回の災害工事費は、基本的には単独で全額維持を考えているということよろしいかどうか。決して小規模というこそくなやり方ではなしに、きちっと町が発注してやり

ますよという確認でよろしいのかと。

○議長（新山 玄雄君） 佐川産業建設部長。

○産業建設部長（佐川 浩二君） 今回の御質問ですけれども、維持の範囲内で小規模とかではなしに、町の発注で行っております。

○議長（新山 玄雄君） いいですか。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新山 玄雄君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新山 玄雄君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第14号平成25年度周防大島町一般会計補正予算（第5号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13. 議案第15号

○議長（新山 玄雄君） 日程第13、議案第15号平成25年度長浦スポーツ海浜スクエア総合グラウンド人工芝生化新設工事の請負契約の締結についてを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） 議案第15号平成25年度長浦スポーツ海浜スクエア総合グラウンド人工芝生化新設工事の請負契約の締結につきまして、補足説明を申し上げます。

本案は、平成25年8月28日に7社で入札を行った結果、株式会社スポーツテクノ和広が8,349万円で落札いたしましたので、その価格に消費税の額を加えた8,766万4,500円で請負契約を締結することについて、議会の議決を求めるものでございます。

工事の概要につきましては、敷地造成及び排水施設の設置のうち、ロングパイル人工芝を8,286平方メートル、砂入り人工芝を3,102平方メートル整備することとなっております。

なお、参考までに、工期は、契約の日の翌日から平成26年2月28日までを予定しております。

つきましては、周防大島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものであります。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。平川議員。

○議員（15番 平川 敏郎君） この議案ですが、これは土木工事と認識しておるんですが、たしかことしの3月14日全員協議会において、入札制度の見直しという説明がありました。たしか土木工事は、最低制限価格が90%前後と認識しておるんですが、今回の工事は、今計算してみるに、約、落札率が53.69%ですか。これは特例で、例えば最低制限価格の設定がないというようなことをございましょうか。その点1点、まずお聞きします。

それとですね、——先にそれを終わらせていただこう。お願いします。

○議長（新山 玄雄君） 松田契約監理課長。

○契約監理課長（松田 博君） 最低制限価格の適用外ということですので、周防大島町最低制限価格に関する事務取扱要綱の第2条の2項の、工事費工事等の積算の主要部分が業者見積もり等に依頼している場合で、最低制限価格の適用が不相当と認められるときによるということで、今回の設計の内容では業者見積もりによる設計依存度が多いことから、最低制限価格の算出方法と同様の計算方法で調査基準価格を設定しました。

ちなみに、今回の設計書の内容では見積もりの比率は75%以上となっています。

以上です。

○議長（新山 玄雄君） 平川議員。

○議員（15番 平川 敏郎君） これは愚問かも知れませんが、私、たしか3月14日のときにはこういう説明がありましたかね、ちょっと私が愚問だったら失礼ですが。ウエートが今75%というんですか、見積もりのウエートが高かったということですが、この入札書比較価格ですか、この設定に当たってはその見積もりのウエートが75%ということは、数社で見積もりをとったということでしょう。

私も以前に積算業務に携わったことがあるんですが、そのときの指導が一番低いやつを使いなさいとか、数社の平均をとりなさいということがありました。今回どういった形で入札書比較価格、これを設定されたのかと。

それともう一点は、人工芝、人工芝というのがありますが、人工芝の保証は何年あるのかと、それが2点。

それともう一点は、この業者さん全ていわゆる一般建設業、特定建設業のうちの全てスーパーの方で特定建設業と理解しております。特定建設業の業務に当たっては、下請の総金額が消費税ともで、土木工事にあつては3,000万円以上、建築工事にあつては消費税ともで4,500万円以上というのがございます。

そういったときに一番私が懸念するのは、特定建設業は建設業法でいうと下請の保護というのがございます。そのために建設業で下請総金額が3,000万円以上、土木ですね。建築ならそ

ういように制定が定められてるんですが、今回一番低いところで8,349万円なんですが、その辺のところでは管理というか、下請保護の面の管理というのはどのようなことをされているのか、その3点についてお尋ねします。

○議長（新山 玄雄君） 松田契約監理課長。

○契約監理課長（松田 博君） 下請についてなんですが、下請については議員さんも御存じのように、100万円以上の下請については下請届が必要となっています。ですから、現場においては施工体制の確認と施工体系図等の確認は、私どものほうでしていきたいと思っています。

以上です。

○議長（新山 玄雄君） 保証が何年か。池元商工観光課長。

○商工観光課長（池元 恭司君） それでは、人工芝のまず保証期間の件でございますが、人工芝につきまして、選定をいろいろありまして、メーカー7社のうち15製品、まずございました。その中で選定いたしまして、工事の中の特記仕様書において示しておりますが、メーカー4社の5製品を町のほうで選定いたしました。その選定した5つの製品の保証期間につきましては、この中で積水樹脂のドリームターフPT2065は5年の保証です。積水樹脂のドリームターフMSpro2065、これも保証期間5年。株式会社住友産業、ハイブリッドターフXXP62HP、これにつきましては7年の保証期間。株式会社アストロ、アストロピッチDS-N-60、これにつきましては保証期間5年。株式会社ライズコーポレーション、イタルグリーン62、これにつきましても保証期間5年というふうな期間で見積書のほうをいただいております。

以上でございます。

○議長（新山 玄雄君） もう一点あった。池元商工観光課長。

○商工観光課長（池元 恭司君） 失礼しました。見積もりの単価の件でございますが、先ほど今、申しましたメーカー4社の5種類についての見積書をいただきまして、その見積価格につきまして、ドリームターフPT2065Rが8,700円、積水樹脂のドリームターフMSpro2065、これが8,000円、3つ目、住友産業ハイブリッドターフXXP62HP、これが8,000円でございます。株式会社アストロ、アストロピッチDS-N-60が8,000円。いずれも1平米当たりの単価でございますが、最後5番目ですけど、株式会社ライズコーポレーション、イタルグリーン62、これが1万2,800円となっております。

以上の見積価格のうち、3つの製品が同価格で、かつ最も安価なものであります8,000円を設計単価としております。

以上でございます。

○議長（新山 玄雄君） 松田契約監理課長。

○契約監理課長（松田 博君） 先ほど説明しました、土木における最低制限価格の適用です

が、今回においては先ほど申しましたように、見積価格の依存度が高いということで例外として行っています。ですから、建築工事、設備解体工事については、最低制限を適用していませんので、今回についての土木について適用したというのは、例外ということでお考えいただきたいと思います。

以上です。

○議長（新山 玄雄君） 平川議員。

○議員（15番 平川 敏郎君） 3回目ですね。

○議長（新山 玄雄君） 3回目です。

○議員（15番 平川 敏郎君） 今、了解しました。

ただ、私も愚問というのを聞いたんですが、3月14日に全協あったときに、この辺のところのお示しがあったらこういう質問もしなかったんですが、たしかしてなかったと思います。今後、そういったことはお願いします。

私、つい思うんですが、解体工事、こういった形はなくなって、処分費でなくなって新設ではございません。だから、最低で50とか60とかいうのが大丈夫と思います。

今回は、特に解体は企業努力で重機をただにするとか、ダンプが自分ところの自家用車でリースなくていいよというので、やはり安く安価でできるということでわかるんですが、こういう見積もりの依存度が高いにしても、やはりその辺のところがこの業者さん厳しいんじや。53.69%ですか、ちょっと厳しいんだろうと思うんです。その辺を、先ほどくれぐれもお願いしたのは、解体工事とは違う新設工事ですから、手抜きというのは今どきないんですが、下請保護の関係、これを十分監理をしていただかないと、幾ら特定建設業、一般建設業と分けて、特定建設業にはそういうことがございますよという業法があっても、その辺のところはわからないまままで仕事が終わっていった、しかし下請さんは泣いとったぞというのがないように、しっかり監理していただくことをお願いして質問を終わります。

以上です。

○議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） 低入札で調査ということで、セーフの場合とアウトの場合が個々出ております。基本的には、低入札で調査の場合、いろんな資料提出を業者から求めているというふうに思われますが、例えば具体的に、客観的に見るためにどういう、いわゆる低入札調査のための資料提出を求めたのかという点をまず聞きたいというふうに思います。

○議長（新山 玄雄君） 松田契約監理課長。

○契約監理課長（松田 博君） 低入調査の結果についてなんですが、平成25年9月4日に株式会社スポーツテクノ和広さんと商工観光、契約監理課の3者により行いました。

調査の基本、判断基準については、調査に協力的であること、企業努力により適正な見積もりに基づく公正な価格競争の結果であること、工事の手抜き、下請へのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等につながるおそれがないことの3項となっています。

業者からの提出資料は、調査表及び今回の価格による入札した理由、工事費総括表及び内訳書、手持ち工事の状況、手持ち資材状況、購入予定資材の状況、手持ち機械の状況、労働者の確保計画、過去に施工した公共工事、下請予定業者の状況、経営内容及び経営状況の10項目であります。

落札理由については、雇用の確保の労働者の賃金、悪影響を及ぼさないとの聞き取りがありました。

工事内訳書については、協力業者により工事工程等も協議し、実行予算見積もりとして細部まで調査を行っているため、全体工事費内での調整が施工できるとのことでした。

施工については、特記仕様での情報施工により行い、施工見積もりについては設計歩掛とほとんど開きはなく、施工においては問題ないものと判断できました。

購入予定資材についての主要な資材であるロングパイル人工芝等については、設計条件のメーカー、先ほど商工観光課長が申しました積水樹脂株式会社の仕様であり、購入価格については、本社が一括で、直接メーカーより購入することで安価となったとのことでした。

労働者の確保計画については、下請労働単価においても、設計単価との開きはありませんでした。

下請予定業者については、協力業者の多くは県内の業者であります。過去の町発注工事の実績がある業者となっていました。

以上の調査提出資料により調査の結果、当該工事の積算内訳、安全対策等に関する考え方や過去における工事の実績や蓄積した経験を考慮した結果、当該価格での施工の確保ができると判断し、9月11日の指名審査会で報告し、落札とすることと決定しました。

以上です。

○議長（新山 玄雄君） いいですか。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新山 玄雄君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新山 玄雄君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第15号平成25年度長浦スポーツ海浜スクエア総合グラウンド人工芝生化新設工事の請負契約の締結について、原案のとおり決することに賛成の

議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14. 議案第16号

○議長（新山 玄雄君） 日程第14、議案第16号平成25年度白木（外入）漁港海岸保全施設整備工事の請負契約の締結についてを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） それでは、議案第16号平成25年度白木（外入）漁港海岸保全施設整備工事の請負契約の締結について補足説明をいたします。

本案は、平成25年9月10日に14社による指名競争入札の結果、周防大島町大字森の有限会社岡田建設が7,858万131円で落札いたしました。その落札価格に消費税の額を加えた8,250万9,137円で、請負契約を締結しようとするものでございます。

工事の内容につきましては、離岸堤延長79.2メートルの改修でございます。

なお、参考までに、工期は、契約の日の翌日から平成26年3月31日までを予定しております。

つきましては、周防大島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものであります。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。

質疑はありますか。広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） 今回、一読、見させていただいて、各社とも積算能力はかなり高まったのかなというふうに見えます。これは各議員さんも驚いているというふうに見えます。

実際的に気にかかるのは、先ほども質疑があったように、特定と一般、これについてはいわゆる縛りがあります。実際的に今回この入札に対して、執行部のほうは基準としてAランクを選んだという考え方ではなかろうかというふうに思われますが、実は特定と一般においては、先ほども出たように3,000万円以上の下請関係はだめですよというのがあります。

今回、これ特殊工事ですよ。いわゆる土木で言えば、例えば船を借りなければいけないとか、潜水士を頼まなければいけないとか、いろんな特殊工事に入るといふふうに思います。皆さん方は一般工事というふうに見られますが、実際的にはかなり、例えば日常的な契約が発生する場合と発生しない場合で考えれば、はよ言えば日常的に、今回は発生しない現場になるというふうに見ております。そうすれば、実際的に、例えば船の借り入れとかいろんなことで下請に出さなき

やいけないようになります。それが、3,000万円以上になる可能性が大きいのが、縛りのある一般です。一般部分。一般部分としてこれで契約した場合、かなり途中で疑義が出る可能性が——例えば3,000万円以上超える契約は出ないと、執行部のほうには出ないと思います。それは出たら大変です。だから出ないと思いますが、実態として、先ほども出ましたが、下請しわ寄せをせんように町の入札を執行しようとするれば、実は出る可能性もある状況が見られるということなのです。

そこで問うんですが、そういうことは全く考えていない、今回の工事において、全く考えていない、下請契約が出た以上の部分の流れは、お金の流れ、これは発生する余地がないという認識なのかどうなのか、聞いておきたい。率直に聞いておきたいと思います。

○議長（新山 玄雄君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 今回の御質問でございますが、3,000万円以上の下請を発注しようとするれば、特定建設業の許可が要りますよということでございます。

今回の工事の中で、3,000万円以上の下請が発生する可能性があるのではないかとということでございます。それは自前の元請業者でやられるか、下請業者に発注するかというのは、それは今、落札者のことでございます。それで、入札する時点で当然設計内容をちゃんと把握して価格を積算して、そして入札に応じるわけですから、当然その中で3,000万円以上の発注を下請に出さなければならないという状況である業者さんは、この入札に対してから辞退をするということになるんだろうと思います。私たちのほうが、あなたが下請に出すんですか出さないんですかということまで、こちらは考えておりませんので、今の業者さんは、当然一般であれば、特定建設事業でなければ3,000万円以内の中で下請を発注して、そしてやられるというふうに私たちは思っておるということでございます。

○議長（新山 玄雄君） 広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） 今回のいわゆる入札参加業者の中で、一般の業者さん、これは何社でどこどこですか。

実際的に、例えば、一般であれば、最近盛んに言われるのが、県のほうもこういうふうになるとかいう論法が出ます。それは県の責任であって、私たちは町議、町であり、町議会の責任の中で議論しよるわけです。そういう立場で、今回の町長が先ほど答弁したように、じゃあ辞退してくださいよ、辞退してくださいじゃなしに、今回参加業者の中で、どういう業者さんがおるのか。ひょっとしたら、非常に従業員も少なく、不可能な状況のAランクの業者さんで一般があるんじゃないでしょうかということをお慮して、再質問しておきたいというふうに思います。

○議長（新山 玄雄君） 松田契約監理課長。

○契約監理課長（松田 博君） 業者数については、14社のうち特定建設業者が11社と一般

建設業者が3社となっています。3社については大体わかると思いますので、公表は差し控えて
と思います。

以上で、ちなみに、今回直接工事費で下請の設計の中で確認した結果、海上施工、船を使った
施工では3,000万円以下となりますので、一応申しておきます。

以上です。

○議長（新山 玄雄君） 広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） 3回目です。私たちが危惧するのは、指名審査会のあり方につ
いて、やっぱり時々気にかかることがあるという視点でも議論しよります。指名審査会がいろん
な調査をして、今回の事業についてはこういう指名範囲で行おうという決定をしたとしても、実
は先ほどから危惧しよるように、実態として後からわかることです、下請契約なんていうのは。出
てきます。その部分が大きい仕事、発注についてはやっぱり全体でどうなのかという危惧は、議
員の立場なら絶対持つておくべきだし、持つてると思うんです。そのこのところを、今回の入札に
ついてはあるんだということを、明確にしておきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（新山 玄雄君） いいですね。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新山 玄雄君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新山 玄雄君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第16号平成25年度白木（外入）漁港海岸保全施
設整備工事の請負契約の締結について、原案のとおり決することについて賛成の議員の起立を求
めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（新山 玄雄君） 以上をもちまして、今期定例会に付議された案件の審議は全部議了いた
しました。

これにて平成25年第3回定例会を閉会いたします。

○事務局長（西村 利雄君） 御起立願います。一同、礼。

午前11時31分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長 新山 玄雄

署名議員 尾元 武

署名議員 平野 和生